

刺網漁業許可の追加公示について

1. はじめに

刺網漁業許可については、令和3年11月に一斉切り替えを行ってから、定数に空きがあったため、令和4年3月と令和5年6月に追加で公示を行い許可した（詳細は表1のとおり）が、その後、また新たに新規就業者等から当該漁業許可を取得したい旨の要望がよせられている。

表1

年月	許可件数	内容
令和3年（10月）	366 隻	一斉切り替え
令和4年（3月）	23 隻	追加許可
令和5年（6月）	12 隻	追加許可
令和6年（8月）	9 隻	追加許可
合計（R7.5.16時点）	382 隻（定数 550 隻）	（28 隻廃止）

滋賀県におけるさらなる水産業の発展のためには、新規漁業就業者を含むこれらの許可申請希望者が早期に着業できるよう取り計らうことが妥当であり、定数の範囲内において、当該漁業許可の申請を新たに受け付けることとしたい。

2. 制限措置の内容等について

- 刺網漁業の制限措置については、以下の通りとする。
- 定数は上限の 550 隻から現在有効な許可数 382 隻を減じた **168 隻以下**とする。

表2

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区	漁業時期	漁業を営む者の資格
刺網漁業（荒目小糸網） （動力漁船を使用するもの）	168 隻（者） 以下	-	-	規則別表第1に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ 200メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。）	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（荒目小糸網） （動力漁船を使用しないもの）		-	-	規則別表第1に掲げる区域	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網） （動力漁船を使用するもの）		-	-	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網） （動力漁船を使用しないもの）		-	-	規則別表第1に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者

3. 刺網漁業の許可の有効期間

なお、当該の追加公示により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項（別添資料）に基づき、すでに刺網漁業許可を所有する者の許可の有効期間の満了日に合わせ、**令和8年10月31日**（次回の刺網漁業の一斉切り替え日）までとする。

4. 申請期間

刺網漁業の許可の申請期間は、**令和7年6月18日から令和7年7月18日まで**とします。